

取組の趣旨、目的

北海道の森林は、木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止等のはたらきにより、地域の産業や暮らしを支えるだけではなく、様々な生き物を育む豊かな自然環境の形成にも寄与する、道民にとってかけがえのない貴重な財産です。

本道の森林を守り、育て、利用して、豊かな森林を次の世代に引き継いでいくためには、民有林、国有林の枠組みを超え、森林を一つのまとまりとして整備・管理していくことが必要です。

<覚書の締結>

北海道と北海道森林管理局は、100年後を見据えた多様で豊かな森林づくりを進めるため、平成14年に覚書を締結し、公益的機能を十分に発揮させることを目的とした森林の整備・保全や森林作業による雇用の創出等に取り組んできました。

覚書締結から10年が経過した平成25年には新たな覚書を取り交わし、森林資源の循環利用の推進や地域の特性に応じた森林の整備及び保全に取り組むこととしています。



当日の様子

